２　法第四十六条第一項第三号に掲げる地域に該当する地域をその区域とする被災関連市町村（同項第一号又は第二号に掲げる地域に該当する地域をその区域とするものを除く。）は、同項第一号又は第二号に掲げる地域をその区域とする被災関連市町村等（法第四十六条第三項に規定する被災関連市町村等をいう。第二十七条第二項及び第二十九条第二項において同じ。）からの要請を受けて復興整備計画を作成するものとする。

（土地利用方針の記載事項）

第二十六条　法第四十六条第二項第三号の内閣府令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　（略）

二　復興整備事業（法第四十六条第二項第四号に規定する復興整備事業をいう。次条第二項、第二十八条及び第三十一条において同じ。）のおおむねの区域を表示した縮尺二万五千分の一以上の地形図

第二十七条～第三十四条　（略）

（変更届出手続）

第三十五条　（略）

２　第三十二条第二項の規定は、前項の届出について準用する。

第三十六条　（略）

（削る）

２　法第四十六条第一項第三号に掲げる地域に該当する地域をその区域とする被災関連市町村（同項第一号又は第二号に掲げる地域に該当する地域をその区域とするものを除く。）は、同項第一号又は第二号に掲げる地域をその区域とする被災関連市町村等（法第四十六条第三項に規定する被災関連市町村等をいう。第三十四条第二項及び第三十六条第二項において同じ。）からの要請を受けて復興整備計画を作成するものとする。

（土地利用方針の記載事項）

第三十三条　法第四十六条第二項第三号の内閣府令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　（略）

二　復興整備事業（法第四十六条第二項第四号に規定する復興整備事業をいう。次条第二項、第三十五条及び第三十八条において同じ。）のおおむねの区域を表示した縮尺二万五千分の一以上の地形図

第三十四条～第四十一条　（略）

（変更届出手続）

第四十二条　（略）

２　第三十九条第二項の規定は、前項の届出について準用する。

第四十三条　（略）

（復興のために必要な事業）

第四十四条　法第七十七条第二項第三号トの内閣府令で定める事業は、次に掲げるものとする。

一　義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律（昭和三十三年法律第八十一号）第十一条に規定する義務教育諸学校等施設の整備に関する事業

二　文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第九十九条第一項に規定する埋蔵文化財の調査のために行う土地の発掘に関する事業

三　医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第一条の五第一項に規定する病院の耐震改修に関する事業

四　農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律（平成十九年法律第四十八号）第五条第二項第二号に規定する定住等及び地域間交流の促進に関する事業

五　津波防災地域づくりに関する法律（平成二十三年法律第百二十三号）第二条第十五項に規定する一団地の津波防災拠点市街地形成施設の整備に関する事業

六　都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第二条第一号に規定する市街地再開発事業

七　都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）第二条第一項に規定する都市公園の新設又は改築に関する事業

八　下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第二条第二号に規定する下水道の設置又は改築に関する事業

九　道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第二条第一項に規定する道路の修繕に関する事業

十　住宅地区改良法（昭和三十五年法律第八十四号）第二条第一項に規定する住宅地区改良事業

十一　浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号）第二条第一号に規定する浄化槽の整備に関する事業

十二　法第七十七条第二項第三号イからヘまでに掲げる事業又は前各号に掲げる事業を実施する者に対し補助する事業

十三　その他内閣総理大臣が定める事業

（復興交付金事業計画の記載事項）

第四十五条　法第七十七条第二項第六号の内閣府令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　復興交付金事業計画（法第七十七条第一項に規定する復興交付金事業計画をいう。次条第一項及び第四十八条第一項において同じ。）の区域における被害の状況

二　その他内閣総理大臣が必要と認める事項

（削る）